

県境不法投棄事案に係る原状回復方針について

1. 経緯

1) 合同検討委員会

【第1回（平成14年6月15日）】

- ①合同検討委員会と合同会議の設置を決定。
- ②汚染の除去と汚染拡散防止対策について検討。
- ③費用財源補填方法について検討。

【第2回（平成14年8月24日）】

- ①これまでの両県の調査結果の同一マップ化。
- ②今後の対応（汚染の除去、汚染拡散防止対策、原状回復スケジュール）を検討。
- ③原状回復の具体的手法等に関する技術的評価を行うため技術部会の設置を決定。
- ④排出事業者の責任追及の状況と今後の予定を説明。

【第3回（平成15年2月8日）】

- ①原状回復及び環境再生の基本的考え方を以下のとおりとした。

原状回復	産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障を除去し、又は、その発生を防止すること。
環境再生	原状回復した土地について、例えば、植樹、播種等により森林、採草地等に再生すること。

- ②原状回復の基本方針を以下のとおりとした。

現場の西側と東側では投棄された廃棄物の種類、量、有害性、投棄形態等が異なることから、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずる。
なお、原状回復のために除去すべき有害廃棄物や対策方法については、技術部会の提言を踏まえて両県がそれぞれの状況に応じて決定する。

2) 技術部会

【第1回（平成14年11月19日）】

- ①現地調査の内容について（東側エリア）
- ②汚染拡散防止対策の技術的検討について（遮水壁、浸出水処理施設）
- ③今後の検討スケジュールについて

【第2回技術部会議題（平成14年12月11日）】

- ①第1回技術部会における指摘事項について
 - ・現地調査結果のデータベース化内容について
（地下水位一斉測水結果、東側地域における調査中間報告）
 - ・有害廃棄物の基準に係る他県等の事例について
 - ・両県における「有害廃棄物」の考え方について
- ②原状回復方策について
 - ・水処理施設の技術的検討について
 - ・有害廃棄物の対策について（廃棄物の処理方法）

【第3回技術部会議題（平成15年1月14日）】

- ①第2回技術部会における指摘事項について
 - ・「有害廃棄物」の考え方について
 - ・不法投棄地域の既存航空写真について
 - ・現場西側エリアの検討項目について
 - ア)特管相当廃棄物33万 m^3 の算定根拠について
 - イ)水処理のフローについて
- ②東側の調査報告について

【第4回技術部会議題（平成15年3月11日）】

- ①除去計画基本方針について
 - ア)東側（土壌・水質分析結果、汚染拡散シミュレーション、除去計画基本方針）
 - イ)西側（県境不法投棄現場の原状回復、西側の浸出水処理施設計画）
- ②モニタリング計画について

【第5回技術部会議題（平成15年4月20日）】

- ①西側の除去計画について
 - ア)除去方針について
 - イ)汚染拡散防止対策について（遮水壁及び水処理施設の構造）
 - ウ)除去（撤去又は浄化）計画について
- ②東側の除去計画基本方針について
 - ア)委員の意見への対応について
 - イ)シミュレーションについて
- ③モニタリング計画について

2. 汚染拡散防止対策

1) 建設計画

①水処理施設

平成15年度・16年度で建設。

処理能力：150m³/日。

②鉛直遮水壁

平成17年度・18年度で設置。

本県側全周を囲む（約1.6km）。

2) 水処理施設建設中（平成15～16年度）

①一時仮置き場で汚染水と堆肥様物を混合し、泥状にした廃棄物をタンクローリーで撤去する。

②北側エリアの一部を表面遮水するとともに、雨水排水溝を設置し、雨水と汚染水が混合しないようにする。

③中央池や沢筋エリアからの汚染水はラグーンに入る前に仮設浄化装置で濁度、色度、臭い等を除去する。

3) 遮水壁建設中（平成17～18年度）

①水処理施設完成後、中央の堰堤を開削し、中央池の汚染水を水処理施設で処理する。

②現場全体の表面遮水を行い、汚染水量の増加や雨水との混合を防ぐ。

3. 原状回復方針

1) 基本的な考え方

現場の原状回復を図ることを基本的視点とし、最終形態を有害廃棄物の除去（撤去又は浄化）とする。（第2回合同検討委員会における提言）

現場の西側と東側では投棄された廃棄物の種類、量、有害性、投棄形態等が異なることから、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずるべきである。（第3回合同検討委員会における提言）

2) 基本方針

有害廃棄物とは土壌環境基準(環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法)を超える廃棄物とする。

有害廃棄物は、全量を撤去又は浄化する。

- ・ 特別管理産業廃棄物(汚泥)の判定基準を超える廃棄物は優先的に撤去する。
- ・ それ以外の廃棄物は撤去又は浄化する。

3) 除去(撤去・浄化)計画

- ① 特別管理産業廃棄物相当廃棄物(以下「特管相当廃棄物」という。)のうち、一時仮置き場の堆肥様物約3万3千 m^3 と中間処理場の堆肥様物約6万3千 m^3 については、平成15年度から平成18年度の間(汚染拡散防止対策実施中)に撤去する。
- ② 特管相当廃棄物のうち、上記①以外の特管相当廃棄物については、平成19年度から平成24年度の間(汚染拡散防止対策実施後)に撤去する。
また、特管相当廃棄物以外の有害廃棄物については、平成19年度から平成24年度の間(汚染拡散防止対策実施後)に撤去又は浄化する。
- ③ 廃棄物の推定総量と技術部会に提示した除去計画3案の比較検討
別紙1のとおり

4. 環境モニタリング計画

現在、不法投棄現場から周辺環境への汚染拡散を監視する目的で、周辺部で5地点と現場内で6地点を監視している。本年度から本格的な対策工事が両県で実施されることから、調査地点を追加し、モニタリングを行う。

①水環境

【目的】地下水：現場南側からの汚染拡散の監視、対策工事による汚染拡散の監視、遮水壁の効果の監視

表流水：対策工事による汚染拡散の監視、処理施設放流水による影響監視

【箇所】23地点(周辺環境：5地点→13地点、現場内：6地点→10地点)

②大気環境

【目的】現場の工事及び運搬車両の通行に伴う大気環境への影響の監視

【箇所】2地点

南側敷地境界 : 大気環境基準項目と悪臭項目

集落内（上郷公民館）：大気環境基準項目（運搬車両に伴う調査項目含む）

5. 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案の概要について
別紙2のとおり

【廃棄物の推定総量とその内訳】

廃棄物の区分	推定廃棄物量 (万m ³)							
	廃棄物	有害廃棄物 (土壌環境基準値超過相当廃棄物)						その他の廃棄物
		優先的に撤去すべき廃棄物 特管相当廃棄物	撤去又は浄化すべき廃棄物			VOC基準値超過相当廃棄物		
			DXN類基準値超過相当廃棄物	重金属類基準値超過相当廃棄物				
			鉛	フッ素・ホウ素				
パーク堆肥主体	18.3	10.2	7.0			3.0	0.2	8.1
焼却灰主体	26.2	25.3	18.0	1.3		3.0	3.0	0.9
RDF様物主体	5.5	5.5			5.5			
汚泥主体	7.4	3.4	1.4				2.0	4.0
一時仮置場	3.3	3.3	3.3					
中間処理施設	6.3	6.3	6.3	3.0				
合計	① 67.0	② 54.0	③ 33.0	④ 4.3	⑤ 5.5	⑥ 6.0	⑦ 5.2	⑧ 13.0

【廃棄物の除去（撤去又は浄化）計画】

	ケース1	ケース2	ケース3
	全量撤去	部分撤去 + 現地浄化	
処理・処分の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の全量撤去 (① 67.0万m³の撤去) 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害廃棄物 (② 54.0万m³) を「撤去又は浄化」の対象とする ※ その他の廃棄物 (⑧ 13.0万m³) 及び浄化後の廃棄物は、土壌環境基準値以下であることを確認する 	
		<ul style="list-style-type: none"> [撤去対象廃棄物] ③ 特管相当廃棄物 ④ DXN類基準値超過相当廃棄物 計 約 37.3万m³ 	<ul style="list-style-type: none"> [撤去対象廃棄物] ③ 特管相当廃棄物 ④ DXN類基準値超過相当廃棄物 ⑤ 重金属類(鉛)基準値超過相当廃棄物 計 約 42.8万m³
		<ul style="list-style-type: none"> [浄化対象廃棄物] ⑤ 重金属類(鉛)基準値超過相当廃棄物 ⑥ 重金属類(フッ素・ホウ素)基準値超過相当廃棄物 ⑦ VOC基準値超過相当廃棄物 計 約 16.7万m³ 	<ul style="list-style-type: none"> [浄化対象廃棄物] ⑥ 重金属類(フッ素・ホウ素)基準値超過相当廃棄物 ⑦ VOC基準値超過相当廃棄物 計 約 11.2万m³
		医療系廃棄物 (③~⑧に混在) は撤去する。	
工期	平成15年度から24年度まで (10年間)		
一日撤去量	約 450 t/日	約 210 t/日	約 260 t/日
搬出車両台数 (日通行台数)	45台 × 2 (往復) = 90 台/日	21台 × 2 (往復) = 42 台/日	26台 × 2 (往復) = 52 台/日
総経費	約 440 億円	約 330 億円	約 350 億円
	<ul style="list-style-type: none"> 汚染拡散防止対策 90億円 撤去対策等 350億円 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染拡散防止対策 90億円 撤去・浄化対策等 240億円 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染拡散防止対策 90億円 撤去・浄化対策等 260億円

【3 ケースの比較】

	ケース1	ケース2	ケース3
撤去先	県内では撤去先の確保が難しい	県内で撤去先の確保可能	県内で撤去先の確保可能
経済性	最もコストが高い	最もコストが低い (ケース1の約75%)	ケース2より若干高い (ケース1の約80%)
現場の環境	全量撤去により周辺環境と同等まで回復	全量撤去と同等の効果が得られない (土壌還元されないRDFは残る)	土壌環境基準以下まで浄化することにより全量撤去と同等の効果が得られる (土壌還元されないRDFや医療系廃棄物等は撤去)
周辺環境への影響 (騒音・振動等)	搬出ルート沿いの環境への影響が最も大きい (約5分間に1台の割合で通行)	搬出ルート沿いの環境への影響が最も少ない (約10分間に1台の割合で通行)	ケース2に次いで搬出ルート沿いの環境への影響が少ない (約8分間に1台の割合で通行)

県境不法投棄現場原状回復スケジュール

工 事 内 容	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度以降
緊急対策（汚染拡散防止対策）						
汚染水拡散防止緊急工事 （バーク等による浄化）	維持管理（バーク等交換）		装 置 撤 去			
汚染水浄化設備設置	設備設置・稼働	設 備 稼 働	設 備 撤 去			
汚染拡散防止対策工事						
遮水壁建設工事	実 施 設 計			建 設 工 事		
水処理施設建設工事	建屋実施設計・建設 設 備 設 置 工 事		施 設 維 持 管 理			
表面遮水工事	表 面 遮 水 工 事					
撤去又は浄化工事						
汚染実態詳細調査	詳細調査実施 （撤去量等の確定）					
撤 去	特 管 物 相 当 廃 棄 物 か ら 優 先 撤 去					
	一 時 仮 置 き 場 及 び 中 間 処 理 施 設 の 堆 肥 様 物			埋 積 廃 棄 物		
浄 化						浄 化 作 業
モニタリング工事						
	モニタリング地点決定 ボーリング工事等実施					
	モ ニ タ リ ン グ 調 査					

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案の概要

◇背景◇

過去(廃棄物処理法の平成9年改正法施行前)に不適正処分された産業廃棄物

- ・生活環境の保全上の支障が長期間にわたって発生
- ・産業廃棄物に関する不信感の象徴であり、循環型社会の形成の阻害要因

時限法による財政支援等により、早期に問題解決を図る必要

○基本方針の策定（環境大臣）

平成24年度までの間に支障の除去等を計画的かつ着実に推進するための基本的な方針を策定

- ・環境大臣は、関係行政機関の長に協議

○実施計画の策定（都道府県又は保健所設置市）

基本方針に即して、当該都道府県等の区域内における支障の除去等の実施に関する計画を策定

- ・都道府県等の環境審議会及び関係市町村の意見を聴取
- ・環境大臣に対して協議（環境大臣は同意の際に総務大臣に協議）

○特定支障除去等事業の実施

都道府県等が実施計画に基づく支障除去等事業について、自ら支障の除去等を実施

特定支障除去等事業に要する費用について国庫補助（有害性の高い廃棄物については1/2、その他については1/3補助）

都道府県等の負担分について、地方債の起債特例